

件名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	○職員の給与等に関する報告及び勧告（令和3年10月6日付け3人委第192号） ○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（改正時期未定）
内容	<p>【改正の概要】 人事委員会勧告等に基づき知事等及び職員の給与を改定するため、職員の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正。</p> <p>【令和3年度適用分】 ※R3.12.1適用 ○職員の給与に関する条例 ・12月期期末手当の引下げ（▲0.15月分） ○教育職員の給与に関する条例 ・12月期期末手当の引下げ（▲0.15月分） ○特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例 ・12月期期末手当の引下げ（▲0.10月分） ○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 ・12月期期末手当の引下げ（▲0.10月分） ○一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ・12月期期末手当の引下げ（▲0.10月分） ○会計年度任用職員の給与等に関する条例 ・12月期期末手当の引下げ（▲0.05月分）</p> <p>【令和4年度適用分】 ※R4.4.1適用 ○職員の給与に関する条例 ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） ○教育職員の給与に関する条例 ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） ○特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例 ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） ○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） ○一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定） ○会計年度任用職員の給与等に関する条例 ・期末手当支給月数の改定（6月と12月の支給月数を同率に改定）</p> <p>※ その他、会計年度任用職員の勤務しないことにつき任命権者の許可があった場合の給与減額に係る所要の規定整備を行うため、会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する。</p>
施行日	公布日（ただし、令和4年度適用分は、令和4年4月1日）
	【その他参考事項】